

7 交付金に関する調

(単位:千円)

年度 交付金の区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
個人県民税徴収取扱費交付金	2,441,900	2,394,120	2,524,447	4,826,159	4,744,143	4,313,425
県民税利子割交付金	1,788,364	1,139,328	819,376	1,095,620	1,138,830	946,081
県民税配当割交付金	222,697	370,202	583,107	706,486	269,191	247,702
県民税株式等譲渡所得割交付金	219,435	527,459	446,486	375,452	76,008	100,542
地方消費税交付金	23,680,573	22,183,947	23,945,404	23,582,377	22,141,991	23,364,314
ゴルフ場利用税交付金	660,196	599,715	599,150	599,267	589,966	571,453
特別地方消費税交付金	5,379	2,362	2,442	2,474	2,335	704
自動車取得税交付金	6,052,127	5,448,101	5,753,186	5,278,511	4,504,152	2,784,142
旧法による自動車取得税交付金	-	-	-	-	-	96,181
軽油引取税交付金	8,109,727	7,836,861	7,363,999	7,350,570	6,426,330	4,139,112
旧法による軽油引取税交付金	-	-	-	-	-	2,116,800
合 計	43,180,398	40,502,095	42,037,597	43,816,916	39,892,946	38,680,456

(平成21年度算出基礎)

- 1 個人県民税徴収取扱費交付金 : 納税義務者数×3,300円(平成22年度:3,300円)(法第47条及び条例第37条)
- 2 県民税利子割交付金 : 納入税額の調整後の額の5分の3(法第71条の26)
- 3 県民税配当割交付金 : 納入税額の5分の3(法第71条の47・法附則5条の3)
- 4 県民税株式等譲渡所得割交付金 : 納入税額の5分の3(法第71条の67・法附則35条の3の2)
- 5 地方消費税交付金 : 納入税額の清算後の額の2分の1(法第72条の115)
- 6 ゴルフ場利用税交付金 : 納入税額の10分の7(法第103条)
- 7 特別地方消費税交付金 : 納入税額の2分の1(地方税法附則(平成9年)第6条)
- 8 自動車取得税交付金 : 各市町村分: 納入税額の100分の66.5の道路面積, 道路延長の割合
: 政令市分: 納入税額の100分の28.5の2分の1の道路面積, 道路延長の割合
(法第143条)
- 9 軽油引取税交付金 : 納入税額の10分の9の道路面積割合(法第144条の60)